CONTRIBUTED BY
MR. Y. FUJINE

殖產局出版第二八號

比律賓農業銀行

臺灣總督府殖產局

本書は當府技師東鄉實が比律賓農業銀行を實地に就て調査を遂げ編述せるものにして本島の農業金融上裨益する所尠しとせず依て之を印刷に附し以て參考の資料に供す

大正二年十月

臺灣總督府殖產局

農業部農業試驗所典藏
由國家圖書館數位化

小官曩に比律賓へ出張を被命同地の農業銀行に就て調査する所ありしが今其大要を草し及復命候也

大正二年五月五日

臺灣總督府技師　東鄉實

臺灣總督伯爵佐久間左馬太殿

農業部農業試驗所 TAIWAN AGRICULTURAL RESEARCH INSTITUTE 1895

凡例

一、本編は比律賓總督府農業銀行に關する調査の大要を編述したるものなるも時に埃及農業銀行に關する事實をも述べ比較參照の便に供せり

一、本編は尙ほ貸付に關する諸般の樣式其他銀行の業務上參考に供すべき事項の說明を必要とすべきも之等は煩雜を避けんが爲め凡て省略に附せり

一、本編の調査に方り比律賓總督府農務局長テイラー同土地局長スリーパー同農務局獸醫課長ドクトル、ワード及領事代理副領事杉村恒造の諸氏が多大の便宜を與へられ又同銀行の支配人なる總督府出納局長マンニング氏が自ら銀行の事務及業務に關する說明及案內の勞を取られ且つ調査上必要なる各種の材料を與へられたるに對し茲に明記して感謝の意を表す

比律賓農業銀行

目次

第一章　緒論……一頁
第二章　農業銀行に關する法規……四頁
一、農業銀行法……四頁
二、比律賓總督府農業銀行細則……四頁
第三章　農業銀行の名稱及目的……五頁
一、名稱……五頁
二、目的……五頁
第四章　農業銀行の資金……六頁
一、資本金……六頁
二、預金其他……六頁
三、增資計畫……六頁
第五章　農業銀行の管理……七頁

目次

第一節　取締役會……七
一、取締役會の組織……七
二、取締役會々長の職務權限……八
三、取締役會々員に對する制限……八
四、取締役會の職務權限……八
五、取締役會々議……九
第二節　支配人……一〇
一、支配人……一〇
二、支配人の職務權限……一〇
第三節　代理人……一一
一、代理人……一一
二、代理人の職務權限……一二
第四節　書記及事務員……一二
一、書記……一二
二、事務員……一三

第五節　法律顧問……一三
第六章　農業銀行の營業……一四
第一節　貸付……一四
一、貸付の範圍……一四
二、貸付の種類……一五
三、貸付金額に對する制限……二一
四、貸付期間及利子……二二
五、抵當……二三
六、保險……二四
七、財產の評價……二五
八、貸付に對する手數料の禁止……二五
第二節　預金……二五
一、預金の收受……二五
二、預金の種類……二五
三、預金の引出……二六

第七章　農業銀行の成績……二七
一、貸付申込數及金額……二七
二、貸付履行の件數及金額……二七
三、貸付金の償還其他……二九
四、預金額……三〇
五、貸借對照……三〇
六、損益勘定……三二
七、餘剰金……三三
第八章　結論……三四

比律賓農業銀行目次終

農業部農業試驗所 TAIWAN AGRICULTURAL RESEARCH INSTITUTE 1895

比律賓農業銀行

第一章　緒論

人口の增殖無限なるに反し土地の面積は有限なるが故に一地方一國內に於ける人口の增殖に伴ひ其必要とする食料品及原料品の生產を發展せしめんと欲せば須らく農產物の一定面積に對する總收入の增進を計らさるべからず而して之れが增進の方法に至ては一にして足らずと雖も先づ多額の資本と勞働とを注入し所謂集約的農業の經營を行はさるべからず茲に於てか農業的經營の發展は農業的信用の必要を認ふるに至り或は農業信用組合の設立と成り或は農業銀行の創設を見るに至る。

農業的企業は之れを工業的及び商業的企業に比すれば遙かに安全なりと雖も其收益は比較的少く資本に對する利率も低廉なるのみならず農業其もの、性質上投下資本に對する利子は長年月を經て後初めて收得するものなるが故に農業者の要求に應せんとする信用は低利にして且つ長期のものならざるべからず茲に於てか卽ち之れが要求に應せんが爲め特種の農業金融機關を必要とす殊に資本に對する利率の一般に高くして農民の智識及富力の程度低き植民地に於て農業の開發を

期せんと欲せば特種の農業金融機關を設置するの必要なるは多言を要せさる所なり。

現今植民地に於ける農業銀行中其成績の最も良好なるものは蓋し埃及農業銀行なるべし元來埃及の農民は過去數世紀の間金貸業者の壓迫の下に呻吟し一八九一年には農民の負債額二千萬埃及磅（埃及磅は我が十圓餘に當る）に達し最低利のものにして尚ほ且つ一割五分の利子を支拂ひ高きは五割以上に達するの有樣なりしかば之れが救濟の途を講じ農民をして長期低利の資金を得せしめんと欲し遂に一九〇二年に至り政府保護の下に埃及農業銀行を設置し農民に對し長期の貸付を爲すと同時に短期の間零碎の資金をも融通するに至りしが一九〇六年には同銀行の貸付總額五百六十萬埃及磅に達するの盛況を見るに至れり。

斯の如く埃及の農業銀行が其成績良好なるを見るに至るや比律賓總督府は同じく比律賓島の農民に對し必要なる農業資金の貸與を爲さんと欲しケンメラー氏（E. W. Kemmerer）を埃及に派遣し親く埃及農業銀行の視察調査をなさしむる所ありしに同氏は比律賓に官營の農業金融機關を設置すべきを復命したりしが遂に一九〇八年に至り總督府直營の農業銀行を設置するに至れり。

近來我臺灣の農業は益々集約的の度を加へ農業資本の投下漸く其多きを加へんとするに至りしと雖も未だ特種の農業金融機關を有せず只だ僅かに勸業資金の貸付けと農會の經營する肥料の共同購買の如きものあるに過ぎず近く產業組合に關する法規の發布せられたる結果將來農業信用組合

農業部農業試驗所 TAIWAN AGRICULTURAL RESEARCH INSTITUTE 1898

の設立を見るに至るべしと雖も同時に埃及及比律賓等に於ける農業銀行の如き特種の農業金融機關に關する研究に一歩を進むるの極めて必要なるを信せすんばあるべからず茲に於てか即ち比律賓農業銀行に關する研究の一端を草し參考の資料に供せんと欲するも又徒事にあらざるべし。

第二章　農業銀行に關する法規

比律賓農業銀行に關する法規は「農業銀行法」(The Agricultural Bonk Act)及「比律賓總督府農業銀行細則」(By Laws of the Agricultural Bank of the Philippine Government)の二種とす。

一、農業銀行法　本法は一九〇八年六月十八日合衆國の認可を經て比律賓議會の制定したるものにして全部二十條より成り比律賓群島に官立の農業銀行を創設し之れが資金として百萬ペソ(一ペソは約我が一圓に當る)を充用するを規定し其他農業銀行に關する必要の事項を規定せり而して本法は一九〇九年及一九一一年の兩回に於て多少の修正を加へられたり。

二、比律賓總督府農業銀行細則　本細則は「農業銀行法第八條に依り」取締役會の設定したる所のものにして全部二十八條より成り農業銀行の營業上必要なる事項たる取締役會、同會長、支配人、代理人、書記、貸付、預金、預金の引出、抵當、保險、財產評價等に關する規程を定め一九〇八年九月二十二日比律賓總督の認可を受けたり取締役會は獨り本細則を制定するのみならず之れを修正廢棄するを得るものなれども之れ等の制定修正及廢棄は何れも總督の認可を得るにあらざれば效力を生せざるものとす。

第三章　農業銀行の名稱及目的

一、名稱　比律賓の農業銀行は埃及農業銀行が半官半民的なるに反し純然たる官立銀行にして「比律賓總督府農業銀行」(Agricultural Bank of the Philippine Government) と稱し其主たる事務所及營業場は之を馬尼剌市比律賓總督府出納局長事務所内に置き一九〇八年十月一日より業務を開始せり。

二、目的　比律賓の農業銀行は官營に屬するが故に普通の營利會社と異り其目的とする所は營利にあらずして低利長期の資金を農業者に貸付け以て農業の改良發達を計らんとするにあり茲に於てか本銀行は其貸付範圍を農業者のみに限り農業に從事せざる個人又は團體に對しては一切貸付を爲さず故に本銀行は純然たる農業金融機關にして其貸付け消極的たると積極的たるとを問はず悉く農業の改良發達に必要なる所のものならざるべからず。

第四章　農業銀行の資金

一、資本金　私設銀行の營業の基礎を爲す所の資本金は株金及預金より成立するを普通とすれども比律賓の農業銀行は官營なるが故に多少其性質を異にす卽ち「農業銀行法」第二條に農業銀行の資本として百萬ペソの金額を他に充用せられざる本島金庫の一般資金より充用することを規定せるが故に本銀行の資金は專ら此百萬ペソの資本金に依るものなるは勿論なり。

二、預金其他　尙ほ農業銀行は州、市、郵便貯蓄銀行、協會、組合及私人の資金より預金を收受することを許可せられあるが故に之れ等の預金額證券及餘剩金等を加算する時は本銀行の資金は百二三十萬圓に達すべし。

三、增資計畫、本銀行は事業の發展と共に資本金に不足を感するに至るべきを以て目下增資の計畫を爲しつゝあり。

第五章　農業銀行の管理

營利を目的とする私設銀行に於ては之れが業務を統轄する機關は普通重役及株主總會にして彼の公益を目的とする特種の銀行に至りては更に政府の監督官により監督せらるゝを普通とすれども比律賓の農業銀行は純然たる官營に屬するが故に從つて其管理機關の如きも我が日本勸業銀行及農工銀行等に比すれば其趣きを異にし、取締役會及支配人に依り統轄せられ尙ほ此他に代理人、法律顧問及書記を置きて業務遂行上の便に供せり。

第一節　取締役會 (Board of directors)

一、取締役會の組織　農業銀行の事務及業務は專ら取締役會の管理する所なるが今取締役會の組織を見るに本會は比律賓總督府財務及司法部長 (Secretary of Finance and Justice) 同出納局長 (Insular Treasurer) 及び比律賓群島内に居住し比律賓委員會上院の勸告協賛を經て總督の任命したる比律賓又は合衆國の三市民より成る而して財務及司法部長不在又は故障あるときは同部長代理之れに代り出納局長不在又は故障あるときは同局長代理之れに代ることを規定せり取締役會には會長を置き財務及司法部長之れに當り若し同部長不在又は故障あるときは同部長代理之れに代

る。

二、取締役會々長の職務權限　取締役會の會長は取締役會一切の通常會議を司會し同會議の議事錄に署名し又臨時會議を開くの必要を認むるときは書記に命じて之れが召集を爲さしむ而して取締役會が特別處置を爲さゝるときは支配人に對して銀行の利益を增進する爲めに必要なる訓令を與ふ。

三、取締役會々員に對する制限　總督の任命したる取締役會の會員は實際出席したる同會議に際し每日十ペソの報酬を受く而して取締役會の會員は何人と雖も銀行より借入を爲すべからざるのみならず自己に取りて營業上の利害其他の關係を有する貸付に對し運動を試みることを得ず然りと雖も取締役會の會員は財產評價の錯誤、財產價格の下落、借主又は銀行代理人の欺僞的行爲に依りて生したる銀行の損失に對しては何等の責任を有せざるものとす。

四、取締役會の職務權限、　取締役會は支配人が貸付申込を取締役會に送達し之に添付するに一切の必要報告を以てするときは右送達の日より二週間內に該事件に著手すべき規定なるが尙ほ取締役會が行ふべき職務の主要なるものは左の如し。

(一)　銀行業務に關する年報の編成、

(二)　支配人より提出したる計算書及報告書の審查竝に之が認否、

(三)支配人が銀行の福利に對して爲したる全計畫の審査決定、
(四)銀行收支の準備及整理、
(五)會計檢查の準備、
(六)會計檢查(少くとも六箇月に一回之を行ふ)

五、取締役會々議　取締役會の會議は之れを通常會議及臨時會議の二種に分つことを得通常會議は反對の通告なき限り毎週月曜日午前九時より銀行事務所に於て之を開き臨時會議は會長の意見に依り必要と認めたる場合に於て隨時之を召集するものにして取締役會の三會員の出席あるときは同會議は定數に達したるものとせらる。

取締役會は會議に當り左の如き事務日程に依る。

(一)前會議の議事錄朗讀竝に之に對する處置
(二)未決事務
(三)委員の報告
(四)支配人の報告
(五)貸付の申込竝に之に對する處置
(六)新事務

（七）閉會

而して右日程は全出席會員の同意を以て變更することを得るものにして取締役會の一切の會議の議事錄は會長に於て署名の上書記之を證明し豫て用意したる永久保存の記錄簿に編入せらる。

第二節　支配人(Manager)

一、支配人　取締役會と共に農業銀行統轄の任に當るものは支配人にして比律賓總督府出納局長を以て之れに任じ同局長不在又は故障あるときは同局長代理之に代る而して出納局長又は其代理者が發行したる公式證券に對しては農業銀行の支配人たる出納局長又は其代理者に於て忠實に其義務を履行するものとす。

二、支配人の職務權限　支配人は農業銀行法及同細則の規定に基き專ら銀行の業務を管掌するものにして其職務權限を列記すれば左の如し。

(一)支配人は取締役會の指揮の下に銀行に關する一切の事件に對し一般的管理を爲す

(二)支配人は職員の管理を爲し銀行の記錄計算書を保管す

(三)支配人は不動產の賣渡又は讓渡及抵當の解除に關する一切の必要書類を處理し且つ取締役會の委任したる事項を實行するに必要なる一切の處置を爲す。

(四) 支配人は抵當流其他の方法に因りて銀行の所有に歸する一切の不動產及財產の管理改良を爲し且つ銀行に屬する擔保、抵當、證券及貨幣等の保全に任ず。

(五) 支配人は取締役會の指示する時期及方法に於て同會に對し報告を爲す。

(六) 支配人は銀行の業務執行に就き必要と認むる方案を取締役會に對して推擧す而して取締役會又は同會長の特別命令なき場合には銀行の利益を保護增進するに必要なりと認むる行動を採る但し此如き行動は次に開會する取締役會に必ず報告すべきものとす。

(七) 支配人は銀行の代理人及使用人に對し其當該職務に就き訓令を與へ又其執務上必要ありと認めたる諸般の規程を指令す。

(八) 支配人は取締役會に對して貸付に關する一切の申込を洩れなく申達すると同時に之に對する自己の意見を推擧す。

(九) 支配人は取締役會の認可を經て銀行の各支店に用ゆる簿記會計の方法を指令す。

第三節 代理人 (Agents)

一、代理人 比律賓に於ける農業銀行の業務は前述の如く取締役會及支配人に依りて管理せらるれども尙ほ銀行業務の遂行を至便ならしめんが爲め地方に代理人を置けり即ち出納局長は總督

の認可を經て州及市の出納係を農業銀行の代理人に任命することを得之等の代理人は出納局長の要求に應じ必要なる銀行業務に從事す而して一九一二年度中に於ける代理人の數は十九を算せり。

二、代理人の職務權限　農業銀行の代理人たる州及市の出納係は支配人の指揮を受け公式の責任を負擔し其發行したる證券に對しては代理人として忠實に其義務を履行し且つ其保管を託せられたる銀行の金錢財産の保全計算を爲すの責任を有し又取締役會の決議に因り銀行の爲めに定期又は當座預金を收受することを得るものなり。

第四節　書記及事務員

一、書記　銀行の職員は書記一名より成り其俸給は一年四千ペソ以內とし其職務の主要なるものは左の如し。

(一)　書記は取締役會々議の議事錄竝に同會に屬する全記錄の保管に任す。

(二)　書記は銀行の行印を保管し會長又は支配人の署名ある一切の文書に對し會長又は支配人の意見若は法律に依り銀行印の押捺を要する場合に該印を押捺す。

(三)　書記は右の他支配人の指示する銀行の雜務に從事す。

二、事務員　斯の如く銀行の職員は書記一名より成ると雖も尚は總督は銀行の取締役會又は支配人の請求に因り總督府の官吏及雇員をして銀行に對して其適當と認むる事務に服せしめ又は幇助を爲さしむることを得るが故に同銀行の事務は之等總督府の官吏及雇員に依りて遂行せられつゝありと云ふべし然れ雖も銀行は此外必要なる使用人を有するは勿論なりとす。

第五節　法律顧問

農業銀行の業務は抵當物件其他法律關係の事項多きが故に檢事總長を同銀行の法律顧問とし問題の解決を容易ならしめつゝあり而して同顧問は取締役會又は支配人の請求に應し銀行に對し法律上の役務を提供し且つ其義務を履行するに際し州檢事に對し銀行に取り最も利益なりと認むる役務を請求することを得。

第六章　農業銀行の營業

比律賓總督府農業銀行の目的は農業の改良發達に必要なる資金の融通を計るにあるを以て其の主要なる業務は農業資金の貸付に在りと雖も同時に預金の收受をも爲すが故に同銀行の營業は之れを貸付及預金の二種に區別するを便利とす。

第一節　貸付

一、貸付の範圍　銀行の目的が農業資金の融通を計るにありとすれば其貸付範圍が農業に限られ農業以外の業務に從事する個人又は團體に對しては一切貸付を爲さゞるは當然なりとす而して其貸付を爲すべき項目に就ては「農業銀行法」第十條に規定する所ありしが更に一九〇九年五月十九日に至り多少の修正を加へて少しく其範圍を擴張したり今其貸付項目を列記すれば左の如し。

(一)　農業地負擔の支拂又は賠償
(二)　灌漑及排水工事の建設修繕及維持
(三)　借主の使用すべき農業用肥料種子機械器具及動物の買入

(四)農業地買入の補助
(五)直ちに耕作用に供せらるべき土地の伐採
(六)農業勞働者賃金の支拂
(七)穀物其他の農業生産物の栽植、手入、耕作、收穫及管理に關する費用竝に此等の生産物を市場向に作成するに必要なる費用

故に比律賓の農業銀行は現今農業地負擔の支拂又は賠償等の如き消極的方面に於ても之れが貸付を爲すものにして殊に其積極的方面に於ては殆んど遺憾なきまでに其範圍を擴張せられたるものと云ふべし。

二、貸付の種類　埃及の農業銀行は短期少額の貸付に對しては無擔保の貸付を爲しつゝあるも比律賓の農業銀行は全部擔保を必要とせり然れ雖も其擔保は之れを不動產と動產との二種に區別するが故に其貸付は左の二種に區別することを得。

(甲)不動產抵當貸付　本貸付は負擔なき改正市區財產又は負擔なき農業地に對し第一抵當の保障を以て行はるゝ所のものにして其貸付額は從來抵當物件價格の四〇ペルセント以內に限られしも一九一一年一月二十四日付を以て法令に修正を加へ其範圍を六〇ペルセント以內に擴張したり而して此貸付は檢事總長に於て證明し取締役會に於て貸付保障として提供せられた

る不動產が一切の負擔なきこと竝に右不動產の權利が抵當人に在ることを滿足するに於て初めて之れを行ふ而して右抵當證書中には抵當人に於て抵當權者の利益の爲めに不動產上に於ける一切の强材建築物を取締役會の指定せる價格に從ひ保險に付したる旨の契約書を包含するものならざるべからず。

今本貸付を受けんと欲するものが提出すべき貸付申込書の樣式を見るに先づ借入金額及年限竝に其使途を明記し抵當物件其他に關する記載を爲し且つ抵當物件及借入金を投下せんとする農業地に對する各種の質問に對し答を明記せざるべからず而して申込書記載の質問事項を列記すれば卽ち左の如し。

一、抵當物件に關する分

(一)土地が借主の所有に歸してより何年を經過せしや
(二)土地の面積は何程なりや
(三)最も接近せる公道との距離何程なりや
(四)土地の權利は何れの種類に屬するや
(五)土地が若し借主の所有に屬せすば何人の所有に屬するや
(六)財產は何等の負擔なきや若しありとすれば負擔の種類、其他を明記せよ

(七) 土地の市價何程なりや
(八) 土地評價額何程なりや
(九) 土地に於て或る改良を有するや若し有りとすれば建築物の種類、其大さ及狀態如何
(一〇) 土地に於ける建築物の市價何程なりや
(一一) 土地に於ける建築物の評價何程なりや
(一二) 建築物は保險に付せられたるや若しありとせば保險會社名及保險額如何
(一三) 土地は灌漑の便を有するや
(一四) 土地は舟揖の便ある河川に近きや若し近しとすれば其距離如何
(一五) 土地は恰好の費用を以て灌漑し得るや
(一六) 財產は何人により占有せられ居るや
(一七) 若し土地が貸付けあらば借地人名及其期限又は多數の借地人を有せば其借地人別土地の面積及占有の狀態如何
(一八) 土地の高低及凹凸如何又其各種類別面積何程なりや
(一九) 土地の開墾せられたる面積何程なりや
(二〇) 土地の平均狀態如何

(三)　土地の耕作面積何程なりや
(三)　土地の耕作適地面積何程なりや
(三)　土地に好適せる作物は如何なる種類なりや
(四)　土地に於て生産したる各作物の種類別一町歩宛收穫量何程なりや
(五)　土地の耕作せられたる年限は何程なりや
(六)　土地に接近せる公道は良好の狀態を有するや
(七)　土地及改良に對する稅金は完全に支拂はれたるや
(六)　財產に對する租稅率は何程なりや
(元)　最近三ヶ年の間に土地の生產したる作物の價額は何程なりや
(三)　目下如何なる種類の作物が栽培せられあるや(若し二種以上あらば種類別面積を必要とす)
(三)　借主の關係せる業務の種類に就て各詳細の記載を要す

二、借入金を投下すべき土地に關する分

(三)　土地の所在地は何れなるや
(三)　土地の境界及圖形は如何
(四)　土地は何人の所有に屬するや

(三五) 土地の面積は何程なりや
(三六) 作物の栽培面積は何程なりや
(三七) 最近三ヶ年間に生産したる作物の價額何程なりや
(三八) 土地の市價何程なりや
(三九) 土地の評價何程なりや
(四〇) 土地は負擔を有するや

斯の如く質問事項は極めて詳細を極めつゝあるが是れ銀行の安全を期する上に於て必要止むなきことゝ云ふべし。

(乙) 動產抵當貸付　本貸付は銀行に對し動產抵當の保障を爲したる既に刈取貯藏中の收穫物に對して行はる而して其貸付は金額の範圍は從來貸付當時の當該市價の四〇ペルセント以內なりしも動產抵當貸付と同じく一九一一年一月二十四日に至り六〇ペルセント以內に擴張せられたり又抵當物件は抵當權者の利益の好みの貸付金額まで保險に附せざるべからず今本貸付に關する申込書を見るに不動產の抵當の場合と大差なきも其申込書に記載せる質問事項左の如し。

(一) 擔保に供せらるべき收穫物の種額は何々なりや

(二)　收穫物の貯藏せられたる時日は何程なりや
(三)　收穫物の貯藏せられたる場所は何れなるや
(四)　何人の名に於て倉庫は領收せられたるや
(五)　貯藏收穫物に對し既に或前貸資金を受領したるや若しありとすれば其額及貸主如何
(六)　貯藏せられたる數量何程なりや
(七)　收穫物の貯藏せられある建築物の種類如何
(八)　收穫物は如何なる種類の容器に入られあるや
(九)　貯藏收穫物は目下如何なる狀態にあるや
(一〇)　建築物の火災及盜難に對する安全の程度如何
(一一)　收穫物は保險に附せられあるや若しありとすれば其金額及會社名如何
(一二)　如何にして收穫物の惡變を豫防せるや
(一三)　貯藏收穫物の自然的惡變は如何なるものなりや
(一四)　貯藏收穫物の市價何程なりや
(一五)　何時如何なる方法を以て收穫物の處分をなさんと豫期せるや
(一六)　最も接近せる市場に對する收穫物の運搬は便利なるや

（距離、方法、運搬等如何）

右の如く本貸付に對する質問も不動產貸付の場合と同一の理由に基き詳細を極むるは勿論なりとす。

三、貸付金額に對する制限　貸付は凡て取締役會の決議ある場合の外之を爲さゞるは勿論にして其個人又は團體に對する貸付金額は五十ペソ以上二萬五千ペソ以下に制限せられ且つ銀行資本の五〇ペルセントは個人又は團體に對する五千ペソ以下の貸付に使用せんが爲め別途に區分し置かる。

貸付は凡て五十ペソの倍數とし一萬ペソ以上二萬ペソ以下の貸付は取締役會中の四名の可決即ち貸付決定に引續く認可を必要とし二萬ペソ以上の貸付は取締役會全員の可決即ち貸付決定の引續く認可を必要とす。

今此貸付金額に對する制限を埃及銀行のそれに比較するに埃及銀行は主として肥料及種苗購入費に使用せらるべき二分の一埃及磅（五ペソ）乃至二十埃及磅（二百ペソ）の金額を短期無擔保にて貸付け更に十埃及磅（百ペソ）乃至五百埃及磅（五千ペソ）を長期有擔保にて貸付つゝあるが故に比律賓の農業銀行に比すれば極めて零碎の資金をも融通し其最少限は前者の十分の一に過ぎざるも同時に其最高限も亦前者の二十分の一に過ぎざるなり故に比律賓の農業銀行は埃及のそれに比す

れば比較的大口の貸付を爲すものと稱すべし。

四、貸付期間及利子　貸付の期間は十年以內とし償還は其都度取締役會の決定に從ひ年賦の方法に因るものなり而して一切の貸付に對しては從來凡て年一ペルセントの利子を附したりしが一九一一年十月一日よりトーレンスタイトル(Torrens Title)に屬する抵當財產に對しては其利率を八ペルセントに減低したり利子は銀行が借主に對し貸付を爲したる日より貸付の償還日までを計算し少くとも每年一回の支拂を爲さしむ。

今埃及農業銀行の貸付期間を見るに其年賦償還法による貸付は從來十年なりしも近年に至り二十年に延したり故に之れを比律賓の農業銀行に比すれば其期間は二倍せると同時に農作物の收穫迄でを一期間とせる小口短期の貸付をも行ふ又埃及農業銀行の利率は最初九ペルセントなりしも一九〇六年十二月末日以來八ペルセントに低減したるが故に現今或る特種のものを除くの外は比律賓の農業銀行は埃及の農業銀行に比して其利率高し。

五、抵當　比律賓の農業銀行は凡て抵當貸付なるが故に貸付を保證する之等一切の動產及不動產抵當證書は取締役會の認可したる支配人の所要形式に從ひ作成せられ且つ凡て當該裁判區域內に於ける證書登記者に依り登記せらるゝものにして右登記者は斯る抵當證書幷に自己の記錄中に證書授受の時日を裏書するを必要とし又之等登記に關する費用は凡て借主の負擔とす而して此抵

當證書には左の條項を記入せざるべからず。

(一) 貸付資金が全然該證書に表明せられたる目的に使用せらるべきこと

(二) 抵當人が租稅を納附すべきこと

(三) 貸付金の使用上過失懈怠あるか又は證書面に記載したる明白なる條項を履行する上に於て過失懈怠あるときは其結果抵當物件の沒收と成り貸付期間の終結と成り又は銀行の利益保護の必要上支配人に依りて採用せらるゝ抵當流其他の手續と成るべきこと

更に支配人に於て可なりと認むるときは抵當證書中に左の一項を記入することあり。

(四) 該證書に依りて貸付を得たる元金は銀行に保留し置き支拂期限に係りたる費用又は貸付目的に要する金額を其都度銀行より支拂ふこと

斯の如く抵當證書に詳細の記載を必要とするは全く銀行の安全を期せんとするに外ならず故に銀行の役員又は使用人にして抵當條件の違反あることを耳にしたるときは各自上級者に報告するの義務を負はしめ上級者は直ちに支配人に通知し支配人は銀行の利益保護に必要なりと認むる行動を採ることゝせり。

抵當人は抵當流れに財產が賣却せられたる後一年以內に於て右財產を銀行より買戻し得る權利を有すれども此場合には判決中に於て裁判所が適當と認めたる金額を支拂ひ且つ之に付るに抵當

證書に特記したる利率の利子を以てし又右財産の抵當流、賣却、保管に關し銀行の負擔したる一切の費用を負擔せざるべからず。

六、保險　借主は支配人が貸付に對し現金の拂渡を爲すに先たち建築物、改良物又は貯藏收穫物に對し火災保險を附し取締役會が要求せる金額に對する保障として此保險證書を銀行の當該役員に提供せざるべからず而して若し借主が抵當財産の保險料の支拂を怠るときは銀行に於て之を支拂ひ其金額は借主の借方として計算す。

七、財産の評價　借主が規定の手續に依りて貸付の申込を爲し抵當證書及保險證書を提出するときは支配人は貸付を取締役會に提出するに先たち擔保財産の評價を委員會に託して行ふ此委員會の委員は支配人の命する所にして貸付申請人と何等の關係なきものに限られ該財産の所在地方に於ける財産評價に熟練したるものならざるべからず而して委員會は宣誓の下に次の如き證言を爲さざるべからず。

(一)擔保財産に就き相當の知識を有すること
(二)其陳述する該財産の實際現價を以て正當有理ありと自信すること
(三)該財産の現狀が貸付の申請價格又は委員會の決定價格を擔保するに足るものなること

斯の如く委員會が財産の評價を行ひ其擔保が充分なるに於ては初めて支配人は之れを取締役會

に提出し同會が之れを可決するときは借主に對して貸付を行ふ。

八、貸付に對する手數料（コンミッション）の禁止　「農業銀行法」第十六條は明に貸付に對する手數料の支拂を禁しつゝあるが本條は更に一九〇九年五月十九日付を以て改正を加へ其範圍を明かにせられたり卽ち銀行は貸付を許し又は貸付を得るに就て「コンミッション」として何等の手數料又は賦課金の取立て請求若は支拂を爲すを得ざるものにして銀行員若は其の代理人又は總督府、州及市等の吏員にして直接又は間接に貸付成就の斡旋に對する手數料を取立て要求し又は領收し或は又貸付を成就する爲め其勢力を利用したるに對し同一の行爲を爲したるものあるときは裁判所の意見に依り一年以上五年以下の禁錮に處せらる。

第二節　預金

一、預金の收受　此律實の農業銀行は貸付の外更に預金をも收受するものにして「農業銀行法」は州、市、郵便貯蓄銀行、協會、組合及私人の資金より預金を收受し得ることを規定し州廳及市役所は此の如き預金を爲すことを許可せらる而して右預金に對して銀行の支拂ふべき利子は年四ペルセントを超過すべからざることを規定せり。

二、預金の種類　預金は普通一般の銀行と同じく定期預金及當座預金の二種あり卽ち左の如し

(一) 定期預金　定期預金は五十ペソ以下の金額は之れを收受せず而して之に對する利率は六ケ月に對し從來年二、五ペルセントなりしも現今三ペルセントに高め一ケ年以上に對しては三、五ペルセントを付せり。

定期預金は馬尼剌に於ては支配人、州に於は代理人に因りて署名せられたる預金證を以て證明す而して此預金證は融通的のものとし之れに對する利子は該證書に記載したる期限滿了の當日預入れ銀行の事務所に於て支拂ひ若し新に期限を設定せざるときは其以後は利子を付せず。

(二) 當座預金　當座預金に於ては五ペソ以下の金額は之れを收受せず而して當座預金は預金簽二葉を以て證明せられ預金簽中の一葉は州に於ける銀行代理人署名の後預金主に交付し他の一葉は銀行の記錄に保存し預金主に對しては右の外更に通帳をも交付す。

三、預金の引出　銀行は適當に裏書したる預金證の提出あるときは何時にても定期預金の引出に應ずれども若し預金證の預金期限滿了せざる場合には之れに對して利子を支拂はず又當座預金の一部分は預金主の適當なる署名ある小切手を以て引出し得るものにして銀行は請求に依り銀行用の小切手を交附す。

第七章　農業銀行の成績

一、貸付申込數及金額　本銀行の開設せられたる一九〇八年十月一日より一九一二年六月三十日に至る三年九ヶ月間に於ける貸付申込總數は八百五十八件にして其金額は一百四十九萬一千五百五十七ペソに達せり今其年度別統計を見るに左の如し。

年度別	申込件數	同上金額
一九〇九年	四一七	八〇三、七六三ペソ
一九一〇年	一四八	四九四、五七四
一九一一年	一二三	四八二、二四八
一九一二年	一七〇	七一〇 九七二
計	八五八	二四九一、五五七

更に州別に就て見るに三十七州中少きは一件多きは百三十件に達し一件の平均金額は二千九百三二ペソ餘を算す。

二、貸付履行の件數及金額　斯の如く過去三年九ヶ月間に於ける貸付の申込數は八百五十八件に達すれども審査の結果實際貸付を履行したるは二百四十二件にして其金額七十三萬一千六百三ペソを算す今其年度別統計を見るに左の如し。

年度別	貸付件數	同上金額
一九〇九年	二三	五五、四五〇ペソ
一九一〇年	八九	二二四、四〇〇
一九一一年	六一	二三〇、四五〇
一九一二年	六九	二二一、三〇三
計	二四二	七三一、六〇三

更に州別に就て見るに貸付を履行したる州は二十九州にして少きは一件多きは五十一件に達し其一件に對する金額は平均三千二十三ペソ餘を算す今參考の爲め埃及農業銀行の一九一〇年に於ける營業成績を見るに貸付金額は約百萬埃及磅（一千萬ペソ）にして其一件に對する平均金額は長期貸付の分七十二埃及磅（七百二十ペソ）短期貸付の分十埃及磅（百ペソ）にして平均四十四埃及磅（四百四十ペソ）なり故に埃及の農業銀行は比較的小口の貸付を行ひつゝあるを知るべし。

更に貸付を履行したる件數を貸付申込件數に比較するに約其二八、二〇ペルセントにして同しく其金額は二九、三六ペルセントに過ぎず故に申込件數の七一、八〇ペルセント六百十六件は貸付を見るに至らざりしものにして其貸付不履行の理由を件別にて示せは左の如し。

（一）撤回したるもの　七二件

(二) 不認可に歸したるもの

(イ) 土地に對する權利の不完全なりしもの　三七六

(ロ) 貸付金を農業以外の目的に使用せんとするもの　一三

(ハ) 擔保の不充分なりしもの　一一九

計　五〇五

(三) 檢事總長の手に於て調査中に屬するもの及其他の理由に依りて未決に屬するもの　三六

(四) 合計　六一六

更に貸付を履行したるものに就て其金額の階級別を調査するに五千ペソ以下のもの總數の八五、九五ペルセントを占むること左の如し。

(一) 一、〇〇〇ペソ以下のもの　九七件

(二) 一、〇〇〇乃至五、〇〇〇ペソのもの　一一一

(三) 五、〇〇〇乃至一〇、〇〇〇ペソのもの　二三

(四) 一〇、〇〇〇乃至二〇、〇〇〇ペソのもの　七

(五) 二〇、〇〇〇乃至二五、〇〇〇ペソのもの　四

三、貸付金の償還其他　一九一一年度末迄でに貸付金の償還せられたる件數は七件其金額三萬

二千八十一ペソにして更に一九一二年度に於て十六件四萬四千二百十九ペソの償還を行ひたるが故に過去三年九ヶ月間に償還を終へたる件數は二十三件其金額は七萬六千四百ペソなるが故に一九一二年度末には尙ほ六十五萬五千二百三ペソの貸付金額を殘存するものと云ふべし一九一一年度末迄でに於て借主懈怠の結果抵當物件の公賣に附せられしものは二件にして其金額は五千三百五十ペソに達すれども一九一二年度に於ては抵當物件の公賣に付せられしものなく又利子の滯納は一九一二年度末迄でに十六件にして其金額五千六百九十八ペソ餘に達するは寧ろ多きに失すれども取締役會の調査に依れば其原因は久しき間全島を通じて旱魃ありし結果作物の收穫不充分なりしに依ると稱せらる。

四、預金額　一九一二年度末に於て既に預金事務を開始したる代理人は十二に達し其預金額は九萬二千七百四十九ペソ餘を算せり。

五、貸借對照　本銀行の決算は每年政府の會計年度に從ひ六月に行はるゝが今其一九一二年六月三十日に於ける比律賓農業銀行の貸借對照表を見るに左の如し。

一、借方之部（銀行の負擔）

(一)	資本金	一、〇〇〇、〇〇〇ペソ
(二)	證券	二三七、五八

農業部農業試驗所 TAIWAN AGRICULTURAL RESEARCH INSTITUTE 1895

(三)	代理人の預金勘定	九二、七四九、二八
(四)	餘剰金(純益金)	一一五、九〇三、二三
	合計	一、二〇八、八九〇、〇九
	二、貸方之部 (銀行の資産)	
(一)	現金預金	
(イ)	出納局預け	一二八、二〇五、一五(ペッ)
(ロ)	代理人預け	九二、七四九、二八
(ハ)	馬尼剌銀行預け	三一〇、〇〇〇、〇〇
	計	五三〇、九五四、四三
(ニ)	貸付	
(イ)	不動産抵當貸付	三三一、七五三、〇〇
(ロ)	動産抵當貸付	三二三、四五〇、〇〇
	計	六五五、二〇三、〇〇
(三)	增加利子	二二、七三二、六六
	合計	一、二〇八、八九〇、〇九

六、損益勘定　一九一二年六月三十日に於ける同銀行の損益勘定は左の如し

一、利益之部

(一)	貸付に對する利子	三六、八三七、九〇
(二)	增加利子	二二、七三二、六六
	合　計	五九、五七〇、五六

二、損失之部

(一)	通信費	二五二、四八
(二)	印刷費	一、八二一、九八
(三)	補充費	一三四、〇五
(四)	公賣に關する裁判所其他の費用	一〇〇、〇九
(五)	土地登記費及旅費	二一、〇九
(六)	俸　給	四、〇八〇、〇〇
(七)	取締役手當	二一〇、〇〇
	合　計	六六一九、六九
	差引純益	五二、九五〇、八七

七、餘剰金　普通の營利銀行に於ては右計算の結果得たる純益金は其一部分を積立金とし他の一部分は配當金として其殘餘の分は之れを後期に繰越すものなりと雖も比律賓の農業銀行は官營にして配當金の必要なきを以て全部之れを餘剰金として處分す而して同銀行は一九一一年六月三十日の決算に於て六萬二千九百五十二ペソ三十六仙の餘剰金を有するが故に之れに今期の純益金五萬二千九百五十ペソ八十仙を加ふる時は同銀行の一九一二年度末現在餘剰金總額は十一萬五千五百三ペソ二十三仙に達す更に余が本年一月馬尼剌滯在中の報告に依れは一九一二年十二月三十一日現在の餘剰金は十五萬一千四百十九ペソ六十四仙に增加せるを見たり。

第八章　結論

比律賓總督府の經營する農業銀行は純然たる官設機關にして其目的とする所は農業の改良發達を計らんが爲めに必要なる農業資金を融通せんとするにあるは勿論なりとす只だ創設日尙ほ淺きのみならず銀行の性質上未だ著しき成績を擧げざるも其貸付金額は既に七十三萬ペソ以上に達しつゝあるが故に經營其宜しきを得るに於ては將來著大の發展を爲すに至るは明かなり。

我が臺灣に於ける農業は近來其趣きを一變し經營は益々集約の度を加へ殊に資本的に於て集約なるに至りたる結果農業資金の低利安全なる融通は益々其必要を認るに至れり而して臺灣に於ける農業金融の狀態を察するに勸業資金の貸付に加ふるに製糖會社の前貸資金なるものあり更に農會に於て實行しつゝある肥料の共同購買に就ては臺灣銀行の資金を融通するものあり又近く產業組合法の發布せられたる結果將來各種の農業に關する組合の創立を見るに至るべきを以て何等農業に關する特種の金融機關を設置するの必要なきが如きも勸業資金の貸付は比較的大口の貸付に限らるゝが故に其恩惠は中小農者に及ばず又糖業前貸資金の制度も大に改良の餘地を存するものあり肥料共同購買の爲め借入れつゝある資金の如き又必ずしも改良の餘地なしと云ふべからず更に信用組合等に至りては果して本島の農民が其管理經營に就て遺憾なきを得るや否や頗る疑問な

き能はず茲に於てか卽ち臺灣に於ても特種の農業銀行を設立し以て本島農業の改良發達に必要なる資金の融通を計り殊に中小農業者に對し比較的小口の貸付を行ふの便利なるを思はずんばあるべからず而して其組織經營の方法等に至りては尙幾多の研究を必要とすれども吾人は大要左の如き數點を基礎とすべきものなりと信ず。

一、臺灣に於ける農業銀行は官營たること

二、貸付期限は長期短期の二種に分つこと

三、貸付の方法は抵當貸付と無抵當貸付の二種に分つこと

四、貸付金額は最小限を可成低くすること

五、貸付手續は可成簡單ならしむること

農業銀行は之を商業銀行に比すれば其經營極めて困難なる點多くして其利益の如き又比較的少きを普通とす而して農業銀行の經營は伊國の如く私人の手に委ね政府は只だ之れが監督補助の任に當りつゝあるもの又獨逸墺太利等の如く政府又は州縣等の直營と同時に私人の經營をも許しつゝあるものあり又露國の如く政府自ら設立の任に當り且つ其管理の全部を擧げて自ら經營するものあり其利害得失は素より一日の論にあらざるべし又彼の埃及農業銀行はグリーキ及シリヤの金貸業者に對する埃及農民の負債を救濟せんが爲めクローマー卿に依り設立せられたるものにして

一の株式會社なるも政府は之に對し年三分の利子保證をなし其他種々の保護を行ふ殊に其年賦償還取立て等に關しては種々の便宜を與へ政府の租稅徵收は每年十月乃至十一月の頃棉花收穫後租稅徵收と同時に銀行の利子及償還金の取立てをも行ひ州知事及副知事は村長に命し銀行の集金人に對し償還金取立て其他に於て多大の援助を爲さしむ故に埃及農業銀行は殆んど官營に近きものと稱すべし比律賓總督府が埃及農業銀行の組織を參照し且つ純然たる官立銀行たらしむるに至りたるは文明の程度低き植民地に於ける農業金融機關としては寧ろ其當を得たるものなりと思はる故に我が臺灣に於ても農業銀行は之れを總督府の直營たるべきものと信ず又其貸付は可成小額のもの迄で及ぼし且つ此小額の貸付は場合によりて無擔保とし、農作物の收穫期を期限とする短期貸付を行ふこと埃及銀行の如くし其額の大なるものは長期年賦償還法に依り抵當貸付を行ふべし卽ち埃及に於ては小口短期の貸付は棉花收穫期を償還期とするが故に一年を一期とすれども我が臺灣に於ては米作に要する貸付は六ヶ月を一期とし第一期作及第二期作の收穫期を償還期と定むるも可なるべし而して埃及農業銀行の實蹟に徵すれば此の如き貸付は殆んど滯納なしと云ふ但だ臺灣に於て農業銀行經營上考慮を要すべき一事は果して本島の中小農民が斯の如き金融機關を充分に利用し得るや否やの問題にして夫の比律賓の視察員が埃及農業銀行調査の結果復命したる所によるも此問題を憂慮し比律賓の農民が果して埃及農業銀行の如き銀行を比律賓に設立するも埃

及農民の如く短年月の間に能く之れを利用し得るや否やと論じたるのみならず實際に於て未だ著しき成績を擧げ得ざるなり吾人も本島の農民に對して多少此感なしとせざるも總督府自ら之れが經營の任に當り地方廳を代理人とし且農會をして之れが貸借に關し斡旋せしめ我が農會の肥料共同購買に於て街庄長が多大の責任を有し又埃及農業銀行の貸付に關し村長を保證人とせるが如く街庄長をして農民の借入れに對し責任を負はしめ且償還金及利子の取立は埃及銀行と同じく租稅の徵收と同時に之れを行ふこと、せば之れが經營は必しも困難ならざるべし更に農業銀行貸付の比較的困難なるは其手續の一般に複雜なるにあり我が國に於ける各種土地銀行の如き又其弊なしとせざるも吾人は比律賓總督府農業銀行の事務及業務の實際を視て特に其感なきを得ざりき故に農業銀行の業務を敏活ならしめ其目的を完全に達し臺灣に於ける農業者の各階級を通じて之れが利用を遺憾なからしめんと欲せば須らく其貸付手續の簡單なるを期せざるべからず。

比律賓農業銀行 終

農業部農業試驗所 TAIWAN AGRICULTURAL RESEARCH INSTITUTE 1895

大正三年三月三十日印刷
大正三年三月三十一日發行

臺灣總督府民政部殖產局

臺北撫臺街二丁目四十番戶
印刷人 澤田照基

臺北撫臺街二丁目百四十六番戶
印刷所 臺北印刷株式會社

農業部農業試驗所
TAIWAN AGRICULTURAL RESEARCH INSTITUTE
1895